

令和4年度 ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業
公募に関する Q&A

令和4年4月13日更新

【公募内容に関して】

Q1-1: 公募研究開発課題(拠点・機関)「1 フラッグシップ拠点」に1つの研究機関が代表機関として複数応募できるか。

A: できません。公募要領 P14 の下記記載をご参照ください。

「(注4)同一機関を代表機関として同一の公募研究開発課題(拠点・機関)へ複数応募することはできません。さらに、「3-1-1 サポート機関(実験動物)(小型実験動物のみ)」および「3-1-2 サポート機関(実験動物)(大型実験動物を含む)」については、同一機関を代表機関として両方に応募することはできません。」

Q1-2: 公募研究開発課題(拠点・機関)「3-1-1 サポート機関(実験動物)(小型実験動物のみ)」と公募研究開発課題(拠点・機関)「3-1-2 サポート機関(実験動物)(大型実験動物を含む)」に1つの研究機関が代表機関として両方に応募できるか。

A: できません。公募要領 P14 の下記記載をご参照ください。

「(注4)同一機関を代表機関として同一の公募研究開発課題(拠点・機関)へ複数応募することはできません。さらに、「3-1-1 サポート機関(実験動物)(小型実験動物のみ)」および「3-1-2 サポート機関(実験動物)(大型実験動物を含む)」については、同一機関を代表機関として両方に応募することはできません。」

Q1-3: 拠点長、副拠点長は、当該職務に支障がなければ、分担研究開発課題を担当することができるか。

A: 拠点長は、研究開発代表者として分担研究開発課題を担当することができます。副拠点長は、研究開発分担者として分担研究開発課題を担当することができます。

Q1-4: 公募要領 P4 で「シナジー拠点、サポート機関については、申請に当たって他の拠点、サポート機関との連携方法・体制の提案を求めます」とあるが、他の拠点・サポート機関が決まっていない段階でどのように連携方法を記載すればよいか。

A: 提案時点では、自らの機関で取り組まれる内容をふまえて、他の拠点やサポート機関とどのような連携が想定されるかについて記載ください。具体的な連携については、採択後、拠点長会議等で調整することとなります。

Q1-5: アカデミアから拠点長を出し、産業界と臨床から副拠点長を出した上で、それらに加えて、アカデミアからも副拠点長を出す体制は想定しているか。また、副拠点長の人数の上限

はあるか。

A: 公募要領 P17(フラッグシップ拠点)、P29(シナジー拠点)のとおり、副拠点長の人数については、拠点構想に応じて3名以上の体制も可能とします。ミッション達成に向けた拠点の構想に応じた人数を設定してください。

Q1-6: サポート機関の要件について、公募要領 P60 には「研究機関全体として事業への参画に協力が得られる体制となっているか」という記載があるが、シナジー拠点の研究機関本部のサポートコミットメントに設けられている4つの項目について、サポート機関には同程度のコミットメントは求めないか。

A: サポート機関については、公募要領に記載の通り、研究機関全体として事業への参画に協力が得られることを審査の観点の一つとしています。しかし、フラッグシップ拠点、シナジー拠点のような研究機関本部のサポートコミットの要件は求めていません。

Q1-7: フラッグシップ拠点に応募する場合は、必ずシナジー拠点にも応募するという趣旨の背景はどういったものか。

A: オールジャパンで備えるべき研究力・機能を整備・強化するという事業趣旨に鑑み、フラッグシップ拠点に採択されなかった場合でも、シナジー拠点として本事業に参画いただいた方がよい可能性が想定されるため、併願を必須としています。

Q1-8: 拠点長会議に副拠点長の参加は認められるか。

A: 拠点長会議の決定や要請等により、必要に応じて参加が認められることも想定されます。

Q1-9: 研究のダイバーシティの観点から、女性研究者の占める割合がある程度以上なければいけない等の条件はあるのか。もしくは評価の基準の一つになるのか。

A: 本事業では、性別の割合については要件や審査の観点に含んでいません。なお、関連事項として、外国籍の研究開発分担者の割合等が要件となっておりますので、公募要領 P20(フラッグシップ拠点)、P32(シナジー拠点)をご参照ください。

Q1-10: フラッグシップ拠点とシナジー拠点の双方に応募した方が、シナジー拠点だけに応募した場合よりも、採択確率は実質的に高くなるか。

A: フラッグシップ拠点、シナジー拠点の審査は公募研究開発拠点毎に独立して実施します。シナジー拠点だけでなく、フラッグシップ拠点にも応募した場合、フラッグシップ拠点としての採択の可能性が新たに生じます。しかし、シナジー拠点としての採択確率は単独応募の場合と変わりません。

Q1-11: 公募要領 P7-8 において、応募資格者の要件として「(5)本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができること。」との記載がある

が、これは事業終了後も拠点またはサポート機関としての自立のための支援をホスト機関に求めるという趣旨の記載か。

- A: 自立化の支援は研究機関本部の要件としては定めておりませんが、「(5)本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができること。」を代表機関の応募資格としており、事業終了後の取り組みを研究機関においてご検討ください。

Q1-12: 拠点の要件(B)にある外国籍研究者の割合に関連して、公募要領中の(※)で書かれている「国内に比肩する研究者がいない場合…」の文脈について、あくまでも国内に比肩する研究者がいればよいということか、国際的な観点で外国籍研究者が求められるということか、どちらか。

- A: 研究開発分担者における外国籍研究者の参画の割合について要件を定めておりますが、参画いただく外国籍研究者の検討にあたっては「国内に比肩する研究者がいない場合、我が国の研究開発力を向上させるため海外から適切な人材を招聘することが望ましい。」という考え方を踏まえていただきたいという趣旨です。なお、研究開発分担者以外の外国籍研究者を含め、本事業に参画する研究者には、知的財産や秘密保持等の厳格な管理の下、我が国発のワクチンの研究開発に寄与できることが求められます。

Q1-13: フラッグシップ拠点の審査が先に行われて決定し、その後シナジー拠点、サポート機関の審査が行われるか。

- A: フラッグシップ拠点、シナジー拠点、サポート機関の審査については、共通の選考スケジュールで行われます。

【応募書類に関して】

Q2-1: 応募に必要な提案書類のうち、「企業との連携について機関間で取り交わした文書の写し又は採択された場合に協力することの同意書」は提出した方がよいか。評価に影響するか。

- A: 応募時の提出は必須ではありません。評価は審査項目と観点に基づき行われます。本書類は、企業との連携等についての審査の観点において考慮される情報の一つとなり得ます。

Q2-2: フラッグシップ拠点、シナジー拠点の提案書様式1「4 研究機関本部のサポートコミットメント」には、直接経費以外の【機関本部からの財政支援】に関して記載する項目があるが、最低限必要な金額はあるか。

- A: 定めた金額はありませんが、本事業では、研究機関に対して、拠点等の活動への積極的な支援の実施を期待していることから、応募する大学等研究機関の判断により競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善等に間接経費の額以上を措置することも期待するため、当該項目は間接経費以外にも記載できるものとしています。なお、当該項目の記載内容

としては、例えば、フラッグシップ拠点やシナジー拠点において大学等研究機関本部から独立した組織とすることを求めていることから当該拠点の事務組織を整備することや、知的財産の管理等の研究支援に係る経費を計上することなどを想定しています。

Q2-3: Q2-2に関連して、提案書様式1「4 研究機関本部のサポートコミットメント」の直接経費以外の【機関本部からの財政支援】に関する項目に記載する内容は、評価に影響するか。

A: フラッグシップ拠点やシナジー拠点には、研究機関本部等のサポートコミットメントを求めており、審査の観点において考慮される情報の一つとなり得ます。

Q2-4: Q2-2に関連して、「間接経費の額以上を措置することも期待するため」について、例えば、拠点から生まれる特許・知財の出願・維持管理関係や特許戦略関連の費用負担も想定しているという理解でよいか。

A: 特許関連経費(出願料、関係旅費、手続費用、翻訳費用等)は AMED 委託研究開発契約事務処理説明書に記載のとおり、間接経費に計上することを原則とします。これに基づき間接経費に計上する場合、当該特許関連経費等は 4(2)【機関本部からの財政支援】に含めて差支えありません。なお、4(2)【機関本部からの財政支援】には、間接経費のうちこれら拠点の支援に該当する支出額と、間接経費以外を財源とする財政支援の合計額とを記載してください。

Q2-5: 提案書様式に記載する「保有する有力な知的財産」について、代表機関が保有(共有を含む)する知的財産でなければならないか。参加企業が保有する特許を記載してもよいのか。また、出願後、未公開の特許出願を記載する可能性もあるが、応募書類に記載した特許情報は非公開扱いと考えてよいか。

A: 参画企業が保有する知的財産についても、拠点の活動に資する場合は記載いただいて結構ですが、参画企業が保有する特許であることが分かるように区別して記載ください。また、提案書に記載された特許情報については非公開です。